

篠山市商工業振興基本条例

逐条解説

平成25年2月

篠山市農都創造部商工観光課

1. 条例制定の趣旨

商工業の振興が、地域の人々の暮らしを支え、市民生活の向上に大きくかかわる重要なものであるとの認識の中、従前より、商工会と連携して商工業振興施策を行ってきました。

近年は、市内にもカフェや雑貨店などが増え商店街もにぎわいを取り戻しつつありますが、市外からの出店者、短期のみ営業の事業者等が増え、また商工団体への加入につながっていないため、商店街としての連携・協働ができていないのが現状です。雇用においては、兵庫県平均を上回る求人倍率を有しながら、事業者側が求める人材像と求職者が働きたい職種に意識のずれが生じていることも、人材が流出するひとつの原因になっています。さらに、高齢化や後継者不足などにより生活者のための商店が維持できなくなるなど、地域経済をとりまく環境はますます厳しくなり、地域全体で協働して商工業振興・地域振興を進めていく関係を創り上げていくことが必要となっています。

そこで、本市の商工業の振興に関する基本的な方向性を定め、市、商工業者、商工団体の役割と責務、市民の理解と協力に基づいて、地域社会及び環境との調和を保ちつつ協働して、地域資源を生かした持続的な商工業の振興を図るため「篠山市商工業振興基本条例」を制定しようとするものです。

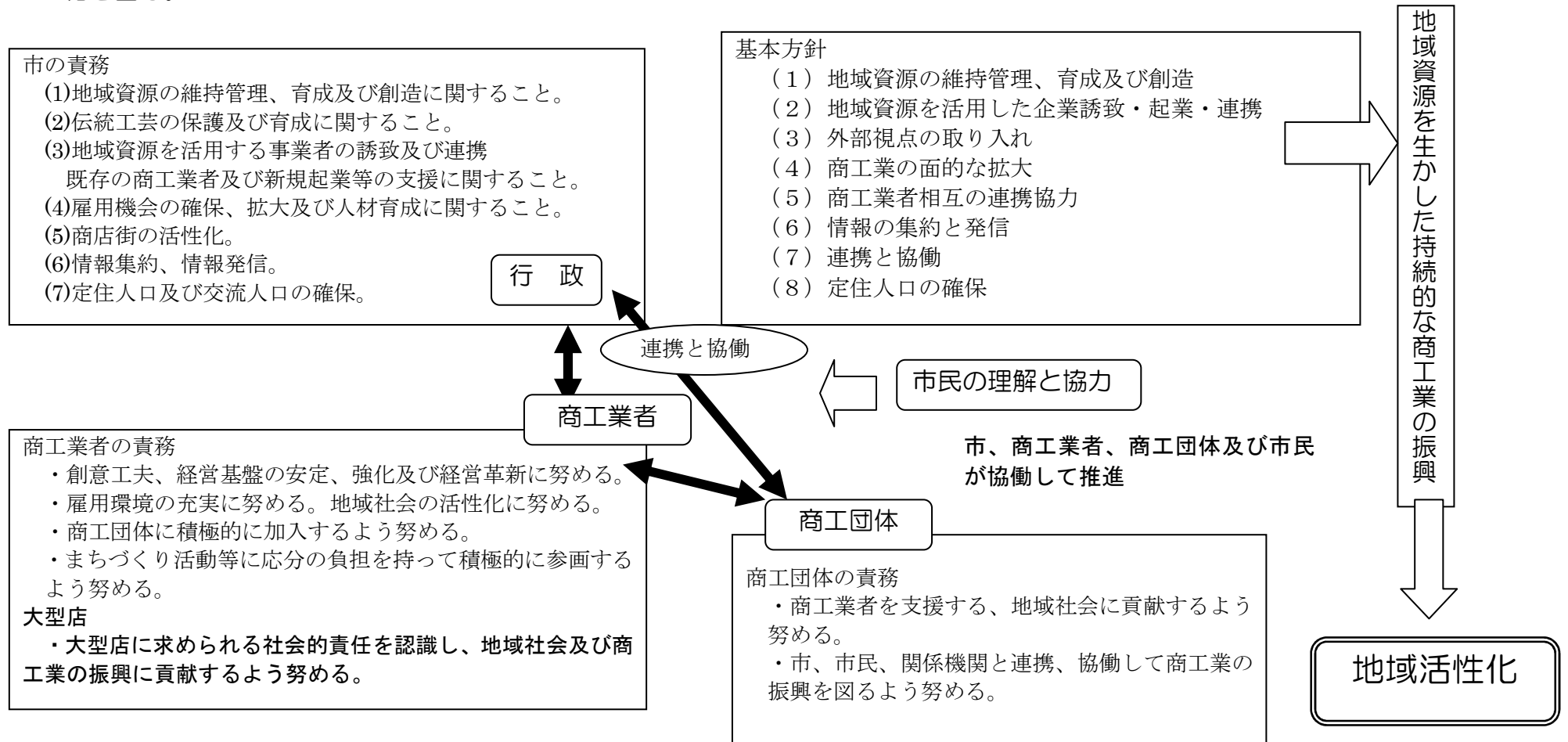
2. 条例制定までの流れ

条例の検討にあたっては、一般公募委員2名を含む11名で構成される「篠山市商工業振興基本条例検討委員会」を平成24年3月に設置し、7回にわたる協議の中で、篠山市の商工業の課題を掘り下げ、地域資源の維持・創造のために人材育成やブランド戦略に取り組むべきであること、商工業者は、地域社会との調和を重視しまちづくり活動へ参加・協力すべきであること、商工団体の活性化が商工振興に大きく寄与することから、週末営業のみの事業者やチェーン店、大型店などにも商工団体への積極的な加入を促すべきなどの意見が出され、議論の中で条例の必要性を確認し、また、具体的な条例の内容について検討を重ね、平成24年11月に提案をいただきました。

その後、市は提案書を基本としながら、また、提案書についてパブリックコメントを実施した結果、いただいた意見も踏まえて、この条例を作成いたしました。

3. 条例の概要

地元で働ける環境を整備しつつ「丹波篠山ブランド」を維持・創造すること、商工業の担い手となる人材を育成すること、さらに市内で営業する商工業者の商工団体への加入を促進すること等を通じて、篠山市の商工業を振興し、ひいては地域活性化を図る。



4. 各条文の説明

(目的)

第1条 この条例は、丹波篠山農都宣言（平成21年篠山市告示第7号）を基に本市の商工業の振興に関する基本的な方向性を定めるとともに、市、商工業者及び商工団体の役割及び責務並びに市民の理解及び協力に基づいて、地域社会及び環境との調和を保ちつつ協働して地域資源を生かした持続的な商工業の振興を図り、もって健全で活力ある豊かな地域社会の創造及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

「農業の都、日本一の篠山市」を実現するための施策を商工業においても「丹波篠山ブランド」を武器に展開していきます。そのためには、市、商工業者、商工団体の役割と責務を明確にし、市民の理解と協力を得る必要があります。その上で、篠山市の持つ地域資源を生かした持続的な商工業の振興、活力ある地域社会の実現することを目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 篠山市自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号）第2条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 商工業者 市内で商工業活動を行う者をいう。
- (3) 商工団体 商工会、商店会その他の市内の商工業の振興に関わる団体及びその連合会をいう。
- (4) 大型店 店舗面積が1,000平方メートルを超えるものをいう。
- (5) 地域資源 特定の地域に存在し、その地域を特徴づける自然、生産・加工品、歴史・文化及び人をいう。

条例で使われる用語についてその意味を明らかにします。

市民については、市内で活動する者も商工業振興に関わることから篠山市自治基本条例に基づいて定義しています。

《篠山市自治基本条例第2条第1号》

市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。

大型店については、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の基準としました。

地域資源の具体例として、伝統的な生活文化と集落景観、丹波黒大豆や山の芋に代表されるブランド特産品や丹波焼等の工芸品、デカンショ祭、丹波杜氏等、篠山市のイメージを具体的に表現している自然・文化・モノ・人が挙げられます。

(基本方針)

第3条 商工業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基にして、市、商工業者、商工団体及び市民が協働して推進することを基本方針とする。

2 前項に規定するもののほか、商工業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 伝統的な技術及び技能の継承及び発展を図りながら、地域資源を維持管理し、育成し、及び創造すること。
- (2) 地域資源を発掘・活用しうる企業の誘致又は新規起業を促進するとともに、商品開発等においては関連する研究機関等とも積極的に連携すること。
- (3) 地域資源を生かした雇用の在り方を研究するとともに、中高年者、障害者及び外国人の活用、地元出身者のUターン受け入れ、若年者のIターン就業等を促すための多様な働き方ができる柔軟な就労環境の整備を図ること。
- (4) 市民及び外来者の交流拠点の整備を進めるとともに、生活の利便性と周遊性を確保することによりにぎわいを創造し、点としての商店を商店街に結びつけ、線としての商店街を面としての商工業へと展開すること。
- (5) 商工業者の相互の連携及び協力並びに地域社会との良好な関係構築を促進すること。
- (6) 篠山市の持つ地域資源に関する情報を集約して広く情報発信し、及び提供することにより交流人口の拡大を図ること。
- (7) 地域資源の発掘及び活用のための市民参加の仕組みづくりを積極的に進めるとともに、農商工連携のネットワークを構築し、地域資源のブランド化を促進すること。
- (8) 定住人口の確保を図るため、住環境の整備及び生活の利便性の向上に努めること。

商工業振興における基本的な方向性を明らかにします。商工業者の創意工夫と自助努力を基本に、市、商工業者、商工団体及び市民が連携して商工業の振興を推進することを基本方針に掲げています。

その他の方針については、第2項で細かく項目別に規定しています。

- (1) 地域資源の維持管理、育成及び創造（第1号関係）
 - ・ 伝統技術・技能の継承と発展をめざします。
 - ・ ブランド戦略を行うため、ブランド管理、メディア露出・広報戦略、販路開拓、ブランド創造に力を注ぎます。
 - ・ ブランドの魅力を伝えるための人材育成、教育機関との連携を図ります。
- (2) 地域資源を活用した企業誘致・起業・連携（第2号関係）
 - ・ 食品加工業、試験・研究機関の誘致・起業もしくは連携を促進します。
 - ・ 農商工連携による商品開発を推進します。
 - ・ 地産地消、学校給食等食育の推進を図ります。
 - ・ 実験店舗、アンテナショップの展開を図ります。
- (3) 外部視点の取り入れ（第3号関係）
 - ・ 中高年者、障害者、外国人やUターン者、Iターン者の就業機会を確保することにより、地域資源の活用に関して多様な視点を取り入れます。
 - ・ 就労機会の提供とマッチング、起業支援を図ります。
- (4) 商工業の面的な拡大（第4号及び第5号関係）

- ・横の連携を強め、消費者のニーズにあった魅力ある商店街づくりに努めます。
 - ・空き店舗の活用や販売促進活動を推進しにぎわいあふれる商店街を目指します。
 - ・商工業者相互の連携・協力ならびに地域社会との良好な関係構築が不可欠です。
- (5) 情報の集約と発信（第6号関係）
- ・地域資源に関する情報を集約し、誰もが必要な情報を容易に得ることができるような発信方法に努めます。
 - ・観光まちづくり戦略を推進します。
- (6) 連携と協働（第7号関係）
- ・地域資源の活用に向けて、市民の多様な視点、アイデアを取り入れるための市民参加の仕組みづくりを進めます。
 - ・市民のアイデアも含めたさまざまな情報を交換し、地域資源活用の方法を協議する場として、農商工連携ネットワークの構築を目指します。
- (7) 定住人口の確保（第8号関係）
- ・農都の魅力、伝統・文化の魅力を発信します。
 - ・ふるさと丹波篠山に住もう帰ろう運動、ふるさと応援団、ふるさと応援寄付を推進します。
 - ・空き家バンクの充実と活用に努めます。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、国、県その他関係機関と協力して、商工業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、商工業者の取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 市は、商工業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域資源の維持管理、育成及び創造に関すること。
- (2) 伝統工芸の保護及び育成に関すること。
- (3) 地域資源を活用する事業者の誘致及び連携並びに既存の商工業者、新規起業者等の支援に関すること。
- (4) 地域資源を生かした雇用機会の確保及び拡大並びに人材育成に関すること。
- (5) 商工業者相互の連携及び協力による商店街の活性化を含む商工業の面的な充実及び拡大並びに地域社会との良好な関係構築に関すること。
- (6) 地域資源に関する情報集約及び効果的な情報発信に関すること。
- (7) 定住人口及び交流人口を確保するための篠山市の魅力増進に関すること。

商工業振興における市が果たすべき責務を定めています。

市は、国、兵庫県、商工団体と連携して、商工業の振興のため必要な施策及び支援を実施します。

第2項では、市の施策を列挙しています。

(商工業者の責務)

- 第5条 商工業者は、社会経済環境の変化に対応し、創意工夫、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めるものとする。
- 2 商工業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の充実に努めるものとする。
 - 3 商工業者は、その事業活動を通じて地域社会の活性化に資するよう努めるものとする。
 - 4 商工業者は、商工団体に積極的に加入し、その活動に相互に協力するよう努めるものとする。
 - 5 商工業者は、市民、商工団体、市等が取り組むイベント及びまちづくり活動等に応分の負担を持って積極的に参画し、協働していくよう努めるものとする。
 - 6 商工業者は、市民生活及び環境と調和し、地域に根づいた事業活動を行うよう努めるものとする。
 - 7 大型店を営む者及び大型店において事業活動を行う者は、市内で商工業を営む者の一員として、当該大型店に求められる社会的責任を認識し、当該地域社会及び商工業の振興に貢献するよう努めるものとする。

商工業者の責務について決めました。

商工業の振興は、商工業者自らの創意工夫と自助努力が基本であり、商工業者の責務についてわかりやすくするために各項目を具体的に列挙しました。

地域社会との調和を重視し、まちづくり活動への参加・協力、環境との調和を明記しました。

商工団体の活性化は、商工振興に不可欠であるため、商工業者の商工団体への積極的な加入を促す条文を明記しました。しかしながら、商工団体への加入について、商工会法では、任意加入とされていることから、条例案では、「努める」という表現には留めています。なお、応分の負担とは、まちづくり活動等の活動に対して、事業者が提供する金銭的または人的な負担や施設・資材やノウハウの提供などをいいます。

第6項の「環境と調和した、地域に根づいた事業活動」とは、周辺地域の良好な生活環境の保全を目的とする「篠山市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例（平成24年篠山市条例第31号）」の遵守も含まれます。

大型店については、地域社会・経済に与える影響が大きいことから、別途明記しました。大規模小売店舗立地法第4条の指針に基づき、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項に配慮することを要請しています。

(商工団体の責務)

第6条 商工団体は、商工業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、商工業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 商工団体は、市、市民及び関係機関と連携し、及び協働して商工業の振興を進めていくよう努めるものとする。

商工団体の果たすべき責務を定めています。

商工業者の支援はもちろんです。商工会法第11条第1項第9号に商工会が行う事業の範囲として、「社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと」が規定されていることから、公益的団体として地域社会への貢献、行政及び市民との連携並びに協力について明記しました。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、地域における商工業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

市民の理解と協力について定めています。

商工業の振興が市民生活の向上に寄与することから広く市民に商工業振興への理解及び協力を求めることを明記しました。

(条例の普及啓発)

第8条 市及び商工団体は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の普及啓発に努めなければならない。

条例の普及啓発について定めています。

協働して商工業の振興に取り組んでいくために、本条例を広く商工業者・市民に周知し、理解してもらう必要性からこの条文を設けました。

また、本条例は、方針、目的及び責務を定めた条例であることから、広く周知することが重要です。

(検証及び評価)

第9条 市は、商工業の振興に関する主な施策の成果を明らかにし、常に最もふさわしい方法で評価を行い、その結果を商工業の振興に関する施策に反映するよう努めなければならない。

検証と評価について定めています。

市が実施している施策評価の中で「ものづくりと商いで丹波篠山を興す」という項目があり、商工業の振興について、行政評価を実施しておりますが、条例制定後は、条例に即した評価を行います。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

委任について定めています。

この条例の施行に関して必要な具体的事項については、別途、規則、要綱等により定めることとしました。

参考

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）抜粋
（指針）

第4条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項